

序章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国における道路整備は、高度経済成長や自動車の一般家庭への普及を背景として、幹線道路などの整備に重点的に取り組んだ結果、生活の利便性向上や移動時間の短縮などに寄与してきました。しかしながら、高度経済成長期に集中的に整備された道路は老朽化が進み、更新の時期を迎えています。

さらに、近年では、本格的な人口減少・超高齢社会^(※)の到来、日常生活圏の拡大、東日本大震災をはじめとする自然災害の頻発とそれに伴う安全・安心に関する意識の高まり、都市活動に伴う都市環境の悪化など、道路を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした中で、国土交通省では、限られた財源の中で効果的かつ効率的に社会資本^(※)を整備するための取り組みを明らかにし、官民の連携・協働^(※)により、重点的、効果的かつ効率的に実施していくことを目指しており、道路についても第一次・第二次地域主権一括法^(※)の制定を踏まえた道路構造令^(※)の改正と条例化の動きや、道路法等の一部改正などが行われています。

また、滋賀県でも今後の道づくりの基本方針を明らかにする「滋賀県道路整備マスタープラン（第2次）」、マスタープランに基づく具体的実行計画である「滋賀県道路整備アクションプログラム 2013」を策定しています。

一方、長浜市では、二度にわたる市町合併で、人口の動向をはじめ、道路改良率^(※)や歩道設置率の異なる区域が一つになり、広大な市域となりました。こうした中で、長浜市では長浜市基本構想や長浜市定住自立圏共生ビジョンをはじめとするまちづくりに関する計画の策定や、地域づくり協議会^(※)による地域が主体となった取り組みへの支援などを進めています。

《近年の社会情勢の変化》

- 本格的な人口減少・超高齢社会の到来
- 日常生活圏の拡大
- 自然災害の頻発と安全・安心に関する意識の高まり
- 都市活動に伴う都市環境の悪化
- 行財政改革、地域主権改革の進展（地域主権一括法の制定 等）

《道づくりに関する国、県の取り組み》

- 道路構造令の改正（H23. 12）
- 道路法等の改正（H25. 3）
- 滋賀県道路整備マスタープラン（第2次（H24. 3））
- 県道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定（H24. 12 公布）
- 滋賀県道路整備アクションプログラム 2013（H25. 3）

《近年の長浜市の動向等》

●二回の市町合併

- ・旧長浜市、浅井町、びわ町の1市2町による合併（H18. 2）
- ・長浜市と虎姫町等6町による合併（H22. 1）⇒琵琶湖を除くと県内で最も広い面積

●地域毎の道づくりに違い

- ・合併前の地域による道路整備水準に違い（改良率、歩道設置率等）

●上位・関連計画の策定

- ・長浜市基本構想
- ・長浜市定住自立圏共生ビジョン
- ・長浜市国土利用計画
- ・長浜市都市計画マスタープラン 等

●協働のまちづくり

- ・地域づくり協議会（連合自治会区域を基本とする市内24地区）に対する人的・財政的支援

図 序－1 計画策定の背景

2. 計画の役割と位置づけ

長浜市がこれまでに築きあげてきた道路の資産は、今後の道路のあり方、整備の方向性を考える上で極めて重要であり、道づくりを進めていく上で最大限に活用していく必要があります。

本計画は、「長浜市道づくり計画」として、従来行われてきた「新しい道路をつくる」という視点に、これまでに築きあげてきた資産を「長く使う・活かす」という視点を加えて、社会経済情勢の変化や長浜市固有の地域特性を踏まえた、より望ましい姿につくり替えていくことを示すものです。

本計画が果たすべき役割は以下のとおりです。

表 序－1 長浜市道づくり計画が果たすべき役割

①長浜市の目指す将来像の実現に向けた道づくりの方向性を明らかにする	上位計画である長浜市基本構想における目指す将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現に向けて、道づくりの方向性を明らかにします。
②具体的な事業計画となる長浜市道路整備アクションプログラムの指針・根拠となる	本計画を受けて策定する個別具体の道路整備の実行計画に相当する長浜市道路整備アクションプログラムの指針・根拠となるように、客観性 ^(※) 、透明性 ^(※) の確保された整備優先性の考え方を示します。
③多様な主体の連携・協働による維持管理の仕組みを示す	市民、企業、行政が、今後の道づくりのあり方や具体的な進め方を理解し、共有することにより、円滑な合意形成や道づくり事業へつなげていきます。
④道づくりの課題に対する方針を示す	交通安全対策、緊急時の対策などをとりまとめることにより、地域固有の道づくりの課題の解消に向けた考え方を示します。

本計画は、「長浜市基本構想」や「長浜市定住自立圏共生ビジョン」、「長浜市国土利用計画」を上位計画とし、その中で位置づけられる長浜市の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」を踏まえ、その将来像を実現するための「道づくり」のあり方や具体的な進め方を示すものであり、道路分野における長浜市の基本的な方針（マスタープラン）として位置づけられるものです。

なお、本計画に基づいて、具体的な実行計画である道路整備アクションプログラムを策定します。

また、都市計画マスタープランや景観まちづくり計画、交通安全計画などの他の部門別計画とも連携・相互補完しながら計画を推進していきます。

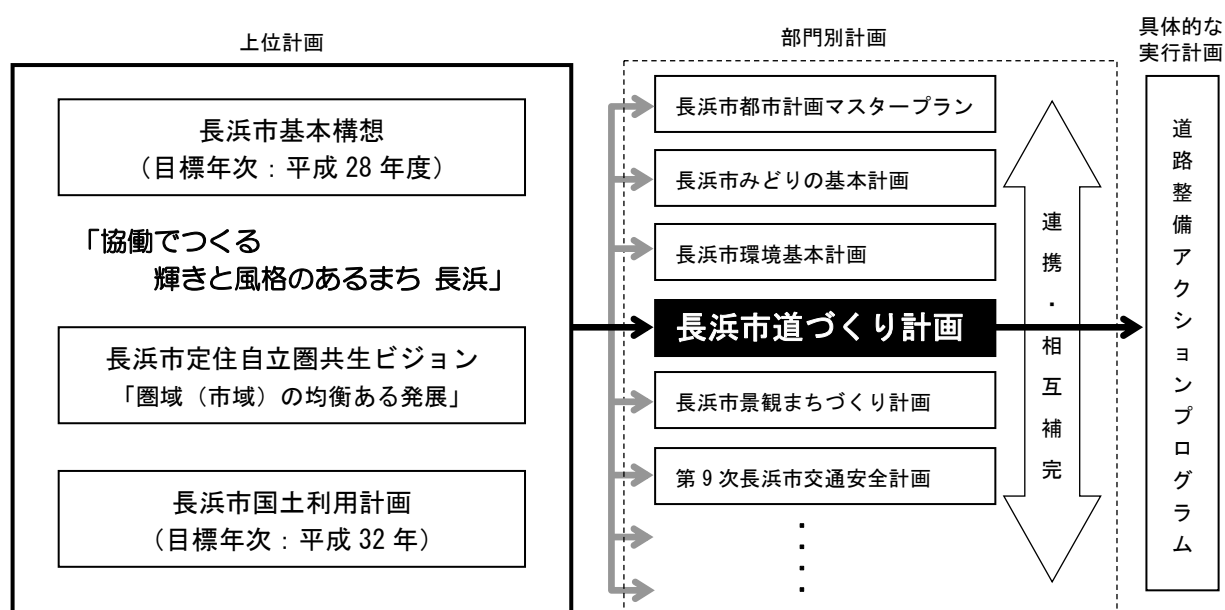


図 序-2 計画の位置づけ

3. 計画の対象

長浜市内の道路としては、広域的な機能を担っている北陸自動車道、一般国道、県道と、これらの道路の機能を補完するとともに、これらと一体となって連続的なネットワークを構築する、長浜市が建設・管理する長浜市道があります。

本計画では、現在の市道、および将来的に市道としての認定が想定される道路を対象とします。

表 序－2 道路の分類

道路の種類		定 義	道路管理者	長浜市に該当する道路
高速自動車国道		全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に重大な関係を有する道路（高速自動車国道法第4条）	国土交通大臣	北陸自動車道
一般国道	直轄国道（指定区間）	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路（道路法第5条）	国土交通大臣	国道8号
	補助国道（指定区間外）		都道府県（政令市）	国道303号 国道365号
都道府県道 （主要地方道・一般県道）		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路（道路法第7条）	都道府県（政令市）	主要地方道 大津能登川長浜線 木之本長浜線 他 一般県道 湖北長浜線 丁野虎姫長浜線 他
市町村道		市町村長がその市町村の区域内の部分について議会の議決を経て認定した道路（道路法第8条）	市町村	（下図参照）
農道、林道		農道：農村地域において農業の用に供するために設けられる道路 林道：森林地域において森林の整備・保全を目的として設けられる道路	市町村	

なお、市道は、幹線市道と一般市道に分けられ、幹線市道は、その重要度に応じて幹線一級市道、幹線二級市道に分けられています。

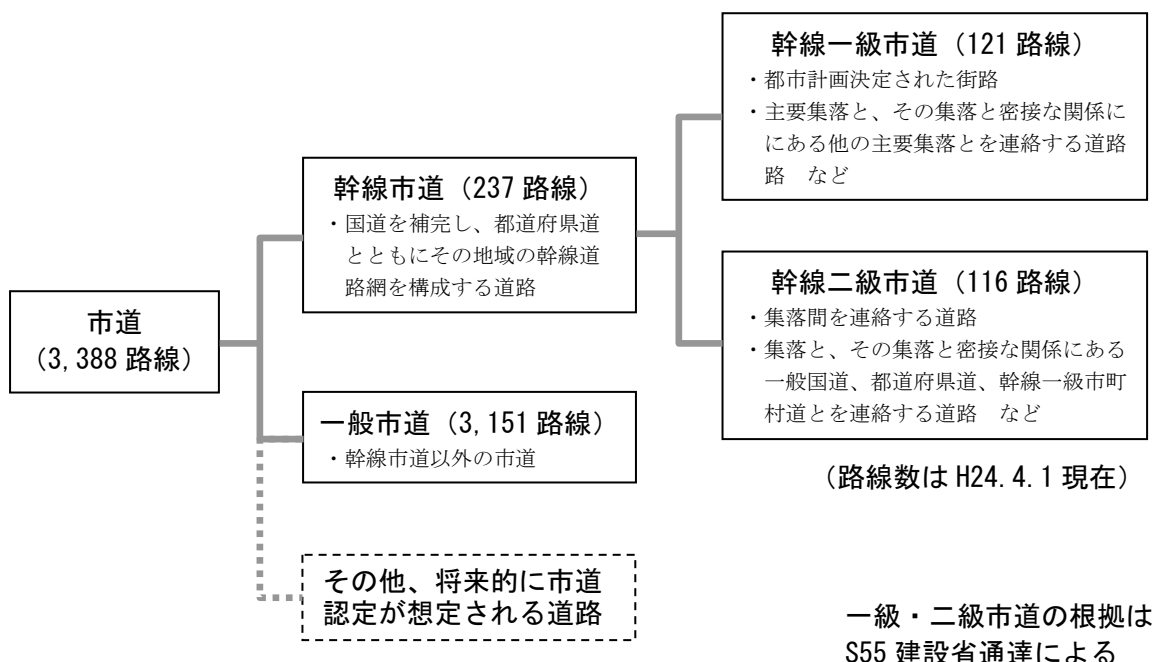


図 序－3 計画の対象



高速道路（北陸自動車道）



直轄国道（国道 8 号）



国道（国道 365 号）



主要地方道（木之本長浜線）



一般県道（丁野虎姫長浜線）



一級市道（大戌亥下坂浜線）



二級市道（下坂中下之郷線）



一般市道（市道 355 線）

図 序－4 長浜市内の道路の事例

4. 目標年次

道路の整備には非常に長い時間（期間）がかかること、長期的な視点から今後の維持管理を図る必要があることから、本計画の目標年次は 20 年後の平成 45 年とします。

ただし、社会情勢の変化や新たな政策課題にかかる変更要素が生じた場合などは必要に応じて見直します。

5. 計画の構成

長浜市道づくり計画

序章. 計画の策定にあたって

第1章. 長浜市の現況と道づくりの課題

人口動態や市道の整備状況などの現状、および上位・関連計画での道づくりの課題・方針、今回実施した道づくりに関する市民意識調査結果を踏まえて、「道づくりの課題」を整理します。

1. 長浜市の現況
2. 上位・関連計画の整理
3. 道づくりに関する市民の意識
4. 道づくりの課題

第2章. 道づくりの目標

今後の道づくりの方向性を示す「道づくりの基本理念」を定め、基本理念の実現に向けた「道づくりの柱」と柱ごとの基本目標を定めます。

1. 道づくりの基本理念
2. 道づくりの柱と基本目標

第3章. 道づくりの進め方

今後整備が必要となる市道について、客観的な評価指標に基づく整備優先性の考え方を定めます。また、道づくりの目標を実現するための取り組みの進め方についても定めます。

1. 今後の整備優先性の考え方
2. 今後の道づくりの進め方

長浜市道路整備アクションプログラム